

2024年4月以降の五種混合ワクチン定期接種

定期接種の対象者	(政令)	● <u>生後2月から生後90月</u> に至るまでの間
接種間隔・方法	(省令)	● 初回接種：20日以上の期間において3回皮下又は筋肉内に接種 ● 追加接種：初回接種終了後6月以上の間隔において1回皮下又は筋肉内に接種
	(通知)	● 初回接種：生後2月から生後7月に至るまで開始し、4週間（医師が必要と認めた場合には3週間）から8週間までの間隔において3回 ※接種開始齢によって、接種回数は不変とする。（4種混合と同様） ● <u>追加接種：初回接種終了後から6月から13月までの間隔（※）</u> において1回 ※ ただし、添付文書上可能な場合は、初回接種終了後から6月から18月までの間隔。
用いるワクチン		● 使用するワクチンは5種混合ワクチンを基本とする。 ● ただし、当面の間は4種混合ワクチン及びHibワクチンも使用できることとする。
長期療養特例		● 現行の4種混合及びHibワクチンと同様、特例の対象とする。 ● 特例の対象となる上限年齢は、15歳未満とする。
定期接種対象者から除かれる者及び予防接種を受けることが適当でない者		● 現行の4種混合及びHibワクチンと同様、現行規定のとおりとする。
定期接種化の開始時期		● 定期接種化の開始は、令和6年4月1日とする。
接種方法に関するその他の事項		● 5種混合ワクチンの交互接種については、従来の取扱いと同様、原則としては同一のワクチンで接種を行うこととしつつ、原則によることのできない場合についても接種が実施可能なよう、必要な規定を設ける。

2024年4月以降のPCV15の定期接種

定期接種の対象者（政令）	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>生後2月から生後60月に至るまでの間</u>
接種間隔・方法（省令）	<ul style="list-style-type: none"> ● 初回接種：生後24月に至るまでの間に、27日以上の間隔をおいて3回皮下又は筋肉内に接種 ※ 他に、初回接種開始時の月齢に応じて、1～2回の初回接種の規定をPCV13同様に定める。 ● 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12ヶ月に至った日以降において、1回皮下又は筋肉内に接種
標準的な接種期間（通知）	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の規定と同様とする。 <p>（参考 現行規定の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 初回接種：生後2月から生後7月に至るまでの間に開始し、生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回 ※ 他に、初回接種開始時の月齢に応じて、1～2回の初回接種の規定がある。 ● 追加接種：生後12月から生後15月に至るまでの間に、初回接種終了後から60日以上の間隔をおいて1回 ※ 他に、初回接種開始時に生後7ヶ月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者には、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回行う規定がある。
用いるワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用するワクチンはPCV15を基本とする。 ● ただし、当面の間は既存の沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV13）も使用できる。
長期療養特例	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行のPCV13と同様、特例の対象とする。
定期接種対象者から除かれる者及び予防接種を受けることが適当でない者	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行のPCV13と同様、現行規定のとおりとする。
定期接種化の開始時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期接種化の開始は、令和6年4月1日とする。
接種方法に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ● PCV15とPCV13の交互接種については、PCV13で接種を開始した場合でも、PCV15に切り替えて接種が可能なよう、必要な規定を設ける。
副反応疑い報告基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の小児の肺炎球菌感染症における規定のとおりとする。